

長崎地裁に係属していた事件であるにも関わらず不法に処分を強行したことについて、裁判を受ける権利を侵害された賠償責任を求めて、久木野教授は長崎地裁に提訴しました。

原告： 久木野教授

被告： 長崎県公立大学法人、太田 博道 理事長、百岳 敏晴 事務局長

訴状によりますと「久木野教授は大学側から処分を前提とした形ばかりの懲戒処分手続き強行される中、懲戒処分の適否について法の判断を求めて長崎地裁に懲戒処分禁止の仮処分を申し立てていました。しかし、長崎県立大学は長崎地裁から送られていた審尋通知文書が無視し、裁判所の判断が出る前の 9 月 15 日に急いで久木野教授を懲戒処分にした。」とのこと。